

## 松山地方裁判所委員会（第16回）議事概要

### 1 日時

平成21年11月6日（金）午後2時00分から午後4時25分まで

### 2 場所

松山地方裁判所裁判員候補者待機室（4階）

### 3 出席者

（委員） 青木裕史，加藤令史，門屋淳，兼平裕子，小島浩，真木啓明，  
三好伊佐夫，村越一浩（五十音順）

（事務担当者） 松本事務局長，上田民事首席書記官，菅刑事首席書記官，西  
山総務課長，村岡総務課課長補佐，渡邊庶務係長

（説明者） 山下泰史日本司法支援センター愛媛事務所副所長，木下正彦同  
所事務局長

### 4 議事（■委員長，○委員，▲説明者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（兼平委員）

（3） 委員長代理選任

■前任の藤川委員長代理が任期満了により退任したことから，後任の委員長代理として，真木委員を提案，各委員了承のうえ選任。

（4） 法テラスの概要及び業務内容について，説明者から説明がされた後，意見交換がされた。

○現在，法テラスの国民認知率が30パーセントとのことであるが，100パーセントとなった場合，今の法テラスの態勢で，対応は可能なのか。

▲広報活動については，テレビでの広報も入れるようになったことから，認知率は増加している。また，関係機関との連携も深めており，その点からも，認知率は増加していると考えられる。ただ，認知率が100パーセントとなった場合，現状の態勢では，対応は不可能に近い。人的態勢等に

については、今後予算の兼ね合いもあるので、難しい点はある。

▲法テラスを知った経緯については、コールセンターへの問い合わせではホームページから知った割合が多い。あとは、関係機関や地方自治体などである。また、当事務所のような地方事務所への電話では、関係機関からの紹介が多い。さらに、再利用という割合も多い。

▲法テラスの予算のうち、国選弁護の費用については、対象の人数によってその配分額が決まる。民事扶助については、償還される金額に左右されるところもある。予算は全国分を本部が一括して管理しており、扶助対象の状況によって地方事務所に配分される仕組みになっている。

○従前の法律扶助業務は日弁連の財団法人が行っていたが、法テラスになり、国からの予算となったことから、従来の財団法人から法テラスへの移行に際して移行できない積み残し部分がある。その部分を委託の形式で、受託事業として日弁連が費用を出して行うこととなった経緯もある。

○司法アクセスを広げ、弁護士の利用を促進するという点から、身近な司法というのが最大の目標と思われる。そうすると、費用の点について、立替分の返還など、金銭面において利用しやすいようにすると、敷居が今まで高かったのが低くなるのではないか。

▲費用については、民事法律扶助の立替の償還については、資力状況にもよるが、スムーズに償還されていない現状もある。償還業務において、訴訟を受任した場合、和解金などが入ってくる場合には、弁護士が管理し、立替金分を精算して、残りを依頼者に払うといった形になる。ただ、現状として、破産事件などでは、こういった部分がなく、一括での返還も困難である事情もあるので、現実には少額での毎月一定額の償還とならざるをえない。

○最近では、テレビやラジオ、車内広告などで地方にも東京や大阪の弁護士事務所や司法書士事務所の広告があり、依頼を受けているような現状もあ

と思うが、法テラスと競合するものもあるのではないか。

○法テラスの扶助の立替金がスムーズに償還できるのは、過払いが関係する案件ぐらいではないか。自己破産では、費用がいくらか用意できる人は、弁護士に直接依頼してもスムーズに申し立てることができるが、それが困難な人が法テラスの依頼者となるので、償還が難しい現状もあろう。

▲現状としては、扶助等の償還の件数の増加に対して、未償還の現状もあり、予算としては不足がちとなっているようである。なお、地方事務所では、予算として、毎月の割合はだいたい決まっている。

○法テラスができる前からひまわり公設事務所が司法過疎地域の面で設置されていたが、両者の関係はどうなるのか。

○司法過疎地域、いわゆるゼロワン地域をなくすということが、法テラス設置前からの弁護士会の運動の一つであったようである。法テラスの役割と重なる所もあるが、公設事務所が行き渡らないところもある。

▲役割としては、重なる部分もあるが、法律事務所が足りている場合には、法テラスとして地域事務所を設置することはしない。

○法テラスではスタッフ弁護士を雇用しているとのことであるが、新修習となったことで、修習生の就職難も言われている。法テラスにおいて、スタッフ弁護士を入れて、新人会員の研修など弁護士会と協力して行うことは考えられないのか。

▲法テラスにおいては、法テラスのスタッフとして採用される弁護士には、業務の研修はあるが、一般の弁護士会員に対する教育、研修はない。本部での研修も法テラスの業務に関しての研修になり、一般の弁護士に対するものではなく、予算的措置も取られていない。

▲法テラスのスタッフ弁護士として採用される場合でも、雇用年数は決まっており、永久にスタッフ弁護士というわけではない。雇用期間は3年が原則であり、場合によって更新される場合でも9年までであり、給与制と

なっている。また、地域事務所ごとに人数も決まっている。なお、給与体系については、全国一律であり、経験年数等も考慮される。

○スタッフ弁護士と契約弁護士での事件の振り分け基準はあるのか。

▲契約弁護士では名簿の順序によっている。スタッフ弁護士は月配てんとなっている。また、契約弁護士が受けることができない事情があつてスタッフ弁護士に配てんされることもある。

○スタッフ弁護士は今後増えていくのか。

▲予算や地域の状況を踏まえて、不足しているという状況との要望が本部にされれば、本部で検討することになるだろうが、見通しは不明である。

なお、現在の愛媛事務所のスタッフ弁護士は2名である。

○スタッフ弁護士の雇用契約年数が限定されているのは、理由があるのか。

▲短期ということとなり、ある程度人件費の点も考慮されているのではないか。地方への派遣というところもあるだろう。

▲スタッフ弁護士の業務に限定することではないが、特に国選弁護人の業務については、愛媛特有の事情もあり、松山から東予や南予といった遠方への面会や弁護活動が余儀なくされる。また、法テラスのスタッフといった人的資源も松山に集中しているといった事情もあり、負担感は大きいと思われる。

▲法テラスの予算としては、それほど規模が大きくないため、広報活動の予算も限られる。また、贖罪寄付の制度も残っているが、それほど多額ではない。更生保護のようにボランティアのような形ではなく、紛争解決を目的として、関係機関との連携を重視していきたい。

▲法テラスと裁判所の連携では、被疑者国選弁護の対象事件が拡大された際に、対象人数が10倍にもなるということもあつて、弁護士会及び裁判所と協議を行った。その協議もあつて、制度導入後に多数の被疑者国選弁護の対応を行うことができた。

▲被疑者国選について、24時間以内の選任につき、94パーセントはクリアできているが、クリアできていない事例もある。裁判の管轄と勾留場所が離れることもあり、なかなか弁護人が決まらない例もある。この点は現在の仕組みでは解決が難しいところがある。

○被疑者国選弁護の関係では、従前からあった当番弁護士制度との関係があり、現行では当番弁護士と被疑者国選が並立している形となっている。扶助としての枠組みとでの交通整理が必要であると考えられる。

○現状としては、被疑者国選弁護の制度が導入されているが、当番弁護士も減少していないのではないかと。

○地方公共団体においても、関係機関として連携しており、法テラスへの紹介等を行っている。現状として、相談の日時がかなり先まで予約で埋まっている状態があるとのことなので、その点は配慮して欲しい。

○法テラスの目的は弱者保護、最後の駆け込み寺的な要素もあると思われるので、裁判員制度の広報によって、裁判員制度は広く知れ渡ったのと同様に法テラスももっと周知した方がよいのではないかと。

▲民事法律扶助の関係では、支部での状況も踏まえて、枠を増やすことができるかが課題である。

(5) ■裁判員制度が5月21日に開始された後、約半年が経過して、30件を超える事件が実施されたが、裁判員制度についての率直な感想をお聞かせいただきたい。

○ニュースから知る限り、わりとスムーズに実施されていると思う。裁判員が拒否したりしたのもないし、判決内容も裁判官と裁判員の合意の結果として特別なものはなかったと思う。制度導入前は、広報活動に行った先でかなり批判されていたことからすると、ソフトランディングだと思う。また、学生も制度のことはよく知っている。今後、回数を重ねると、司法を身近にという目的に対して、うまく機能するのではないかと。また、大き

く報道してくれているのも大きい理由の一つではないか。

○現在までの報道されている事件では否認している事件がなく、焦点は量刑だったようだが、今後否認した裁判となった場合にどうなるかに興味がある。また、実質的なもので、死刑と無期懲役との選択となるような事件の場合にどうなるかも、興味があるところである。

○裁判員の記者会見をみると、裁判員は結果に納得しているようだが、実際はどうなのか。

○裁判員事件では、裁判所というより、検察官や弁護人の立場の方が大変だと思う。特に弁護人には目が厳しいのではないか。

○今後、否認事件がきたときにどうなるかが問題だろう。今は制度がスタートしたところで、注目もされていることからブレーキがかかっているのではないか。これが、今後慣れてきて、ブレーキが解けた先に何が起こるかが今後の問題ではないか。特に、今のような好意的な裁判員だけではなく、コミュニケーションがとれないような裁判員が参加したときにどうなるかといった点も問題になろう。

○弁護人の立場からすると、国選で選任されることも多く、準備期間も少ないことから、短期間でわかりやすく法廷での弁護活動もすることは、大変である。弁護人だけの技量、努力に押しつけてすむものではないと思う。

○報道の立場からすると、裁判員の心の準備もあろうが、裁判員の任務終了後の記者会見を重視している。

○裁判員の記者会見等のニュースや記事を見ると、顔が写っているものが多いが、裁判員の安全の面からは大丈夫なのか。

○撮影については、本人からどの部分まで撮影してよいかの同意を得てから撮影している。また、個人が特定されることのないようにとの配慮から、音声も基本は出さないこととなっている。また、法廷イラストでも、男女

はわかるようにするが、あまり似ないようにしている。

5 次回のテーマ

「裁判報道について」(予定)

6 次回期日

平成22年3月5日(金) 午後2時から午後4時まで